

気象警報及び土砂災害警戒情報が発令された場合について

平素は、学校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、気象状況により警報が発令された場合の生徒の登校については、かつらぎ町統一で下記の通りとさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

記

■前日に気象警報の発令が予報された場合

→ 発令予報が午前・午後を問わず、翌日は臨時休業とします。

◎臨時休業の連絡は、学校メールにて連絡をします。授業時数が不足する場合には、代替授業を実施します。

■前日に『土砂災害警戒情報』の発令が予報された場合

→ 発令予報が午前・午後を問わず、翌日は臨時休業とします。

◎臨時休業の連絡は、学校メールにて連絡をします。授業時数が不足する場合には、代替授業を実施します。

■登校時(前)の場合

- 1 朝の登校時点で、かつらぎ町(ただし、和歌山県全域、和歌山県北部全域、紀北全域と報道された場合も含む)に暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪のいずれかの警報が出ている場合は、登校を見合わせ自宅待機させて下さい。

学校からは連絡しません。

※ 和歌山県・和歌山県北部・紀北地域に警報が発令されていても、かつらぎ町に警報が発令されていない場合は、登校させてください。

- 2 8時30分時までに警報が解除になった場合、安全を確認してから登校させて下さい。

学校からは連絡しません。

なお、警報が解除になった場合でも、まわりの状況が危険な時(登校が危ぶまれると判断される時)は、登校させないで学校へ連絡して下さい。

※ ただし、午前6時30分時点で警報が発令されていた場合学校給食中止ですので、お弁当を持たせてあげてください。

- 3 8時30分以降、警報が発令されている場合は、臨時休業となります。

この場合、学校からメールまたは個別で翌日の連絡等をさせていただきますので、連絡を自宅で受けて下さい。

●AM 6:30 給食停止決定時刻

●AM 8:30 臨時休業決定時刻

■学校在校時に、気象警報が発令された場合

- 1 警報発令後、「60分～90分後に生徒の皆さんを学校まで迎えに来ていただきたい」という内容のメールを発信します。その後、学校で保護者に引き渡すことを基本とします。
- 2 午前中に警報が発令し、迎えが12時以降になる場合は、給食を喫食します。
- 3 スクールバスは、安全確認しながら運行することを基本とします。

■学校在校時に、『土砂災害警戒情報』が発令された場合

- 1 『土砂災害警戒情報』が発令された段階で生徒たちは学校で待機します。
- 2 給食を喫食します。
- 3 『土砂災害警戒情報』が発令』が解除されるまで学校待機となりますが、解除される見通しが立たない場合には、安全確認しながら保護者に引き渡すことを基本とします。

※上記の対応を基本として、その時の状況を踏まえた対応をします。